

令和8年6月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和8年6月25日

決 裁			
会 長	局 長	係	担 当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和8年6月25日(木) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	片野 敏彦	委 員 :	4 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	5 番 :	片野 賀津雄	委 員 :	6 番 :	川上 勝之
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	安城 守英
委 員 :	9 番 :	三宅 寿晴	委 員 :	10 番 :	今井 輝子
委 員 :	11 番 :	長谷川 孝広	委 員 :	12 番 :	本間 浩
委 員 :	13 番 :	三浦 幸子	委 員 :	14 番 :	藤村 信広

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 : 15 番 :	高橋 一栄	委 員 :	中条 : 16 番 :	吉村 優作
委 員 :	乙 : 17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 : 18 番 :	井上 優彦
委 員 :	築地 : 19 番 :	信田 寿幸	委 員 :	築地 : 20 番 :	水澤 幸男
委 員 :	黒川 : 21 番 :	中川 金男	委 員 :	黒川 : 22 番 :	中山 学

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第3号議案 胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について

第4号議案 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 小野智裕、主事 : 五十嵐一磨、安城玲江

7 会議の概要

議長	ただ今から、令和 8 年 6 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。 それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、9 番三宅寿晴委員、10 番今井輝子委員のお二人にお願いいたします。 次に日程第 2、諸般の報告をいたします。 事務局報告願います。
事務局	それでは、ご報告いたします。 皆様のお手元にお配りしましたのは、5 月の総会以降の行事等の内容であります。 6 月 2 日、3 日、令和 8 年度全国農業委員会会長大会及び新潟県農業委員会会長東京集会が東京都文京区の文京シビックホール他で開催され、会長が出席してございます。 6 月 18 日、6 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、3 班の委員の皆様に案件を審査していただきました。 6 月 23 日、新潟県農業会議第 140 回通常総会及び市町村農業委員会会長会議が新潟市中央区の東映ホテルで開催され、会長が出席しております。 以上で諸般の報告を終わります。
議長	次に日程第 3、議事に入ります。 始めに、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 1 号議案をご説明いたします。 議案書 1 ページをお願いします。 第 1 号議案は、譲渡人からの要望による売買が 2 件であります。 1 番の案件は、譲渡人からの要望により西本町地内の畑について売買するもので、面積は 1 筆 151 m²であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円であります。 2 番の案件は、譲渡人からの要望により飯角地内の休耕田について売買するもので、面積は 1 筆 1,452 m²であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円あります。譲受人の耕作面積はありませんが、自宅に隣接する農地であり、営農計画書も提出いただいております。 第 1 号議案は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議長	第 1 号議案の事前審査結果について、6 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。
6 番	それでは、ご報告いたします。 去る 6 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 4 名及び事

	務局２名で、事前審査会を開催いたしました。 第１号議案は、譲渡人からの要望による売買が２件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第１号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第１号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。 (農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第１号議案は許可することに決定いたしました。 次に、第２号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第２号議案をご説明いたします。 議案書２ページをお願いします。 第２号議案は、新地目を山林とするものであります。 １番の案件は、坂井地内の畑において、耕作条件が悪く、長年耕作されない状況にあった畑であります。 申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたいため、ご提案するものであります。 議案書２ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長	第２号議案の事前審査結果について、６番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。
６番	それでは、ご報告いたします。 第２号議案は、新地目を山林とするものであります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。

	以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。
11 番	道路の法面にあたる箇所であると思うが、地目は山林になるのか。
事務局	現状、道路の際まで山林の状態となっています。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。 (農業委員・挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 2 号議案は、承認することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 3 号議案をご説明いたします。 議案書 3 ページをお願いします。 第 3 号議案は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 4 件であります。 1 番から 4 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 5,000 円であります。 以上で説明を終わります。
議長	第 3 号議案の事前審査結果について、6 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。
6 番	それでは、ご報告いたします。 第 3 号議案は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 4 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。

	また、第 3 号議案は集積等促進計画に関係があるため、農地利用最適化推進委員からの意見を求めたいと思います。
17 番	今回、借り入れを行う法人は、同地区でこれから耕作を広げていく予定なのか。
事務局	今回借り入れる畑については、ネギの栽培をしたいということで農業委員に入っていただき、農地を選定しております。田んぼについて、これから拡大の意向があるかどうかは把握しておりません。
6 番	事前審査会でも話があったが、市外の法人の経営面積は、あくまで胎内市内の農地の面積との話であったが、法人全体の経営面積を資料の数字とした方が参考資料となるのではないか。
事務局	農地台帳の管理の範囲は、胎内市内の農地面積ということで、あくまで参考程度に台帳には市外農地の面積が入っている場合もあるのですが、整合性を取っているものではありません。正確な面積となると胎内市内のみということになります。 参考面積として経営全体の面積を載せた方がよいのかどうかは委員の皆様で協議して決定いただきたいと思います。
議長	別途協議していきたいと思います。よろしくお願いします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。 (農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 3 号議案は承認することに決定いたしました。 次に、第 4 号議案「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 4 号議案をご説明いたします。 議案書 4 ページをお願いします。 第 4 号議案は、農地利用最適化活動において目標設定した数値等に対して、どのような結果になったのかを点検・評価し、ホームページ等で公表するものであります。 初めに、ローマ数字のⅠの農業委員会の状況は、令和 7 年度当初の状況であります。各数値については、農林業センサスをはじめとした各種統計に基づいたものでありま

	す。 議案書 5 ページをお願いします。 ローマ数字のⅡ最適化活動の実施状況の 1 最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の③実績であります、今年度末の集積率は 80.3%であります。 次に、(2)遊休農地の発生防止・解消についてですが、議案書 6 ページをお願いします。 ③実績であります、令和 7 年度の緑区分の解消実績は 0.7ha であります。 次に、(3)新規参入の促進についてですが、議案書 7 ページをお願いします。 ③実績であります、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した面積」を 1 ha としております。また農業委員会の点検結果として、「農地所有者の同意を得た農地であっても、新規参入者への貸付等に結び付けることは難しい」との点検結果としております。 2 最適化活動の活動目標の(2)活動強化月間の設定の②実績につきましては、9 月から 10 月に農地パトロール強化月間として、降雪前に違反転用等の防止などを目的としてパトロールの強化を行ったとしました。 議案書 8 ページをお願いします。 (3)新規参入相談会への参加につきましては、新規参入相談会への参加ということで②実績として 2 月に新潟県庁で開催された新規就農就業マッチングフェアに 1 名参加しました。 胎内市農業委員会の目標の達成状況の評語いたしましては、それぞれの目標に対する達成状況の実績により、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評語となりました。 一番下の推進委員等の点検・評価結果は、委員ごとの点検・評価結果となります。これは委員 1 人当たりの活動日数等の実績により評語が当てはまっており、ご覧の結果となっております。 議案書 9 ページをお願いします。 ローマ数字のⅢは事務の実施状況であります。 2 農地法第 3 条に基づく許可事務、3 農地転用に関する事務、いずれの事務につきましても適正に処理を行なっております。 今後、農業会議や県で数値の確認がありますので、修正があるかもしれませんが、軽微な修正であれば事務局対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。 以上で説明を終わります。
議長	第 4 号議案の事前審査結果について、6 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。
6 番	それでは、ご報告いたします。 第 4 号議案は、令和 7 年度農業委員会の農地利用最適化推進状況等の公表についてであります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。

議長	ただ今、第 4 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 4 号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。 (農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 4 号議案は、承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和 8 年 6 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和8年6月25日

議 長

9 番

10 番
